

公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会役員及び
評議員の報酬等の支給に関する規程

平成24年4月1日理事長達第1号

平成25年6月18日理事長達第31号

令和4年2月28日理事長達第62号

令和7年6月27日理事長達第93号

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第13条〔評議員に対する報酬等〕及び第27条〔報酬等〕の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬額等)

第3条 常勤役員の報酬は、本俸と役員手当及び期末手当とし、三木市又は日本中央競馬会との協議により、その額は次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事長の報酬は、年額18,000,000円を上限として、理事会の決議を経て理事長が定めるものとする。
- (2) 常勤の常務理事の報酬は、年額16,000,000円を上限として、理事会の決議を経て理事長が定めるものとする。

(3) 常勤の理事の報酬は、年額5,000,000円を上限として、理事会の決議を経て理事長が定めるものとする。

- 2 非常勤役員に対し支給する報酬は、理事会出席謝金とし、その額は、理事会への出席の都度1回当たり8,000円（税込）とする。また、非常勤役員が日常業務に従事した日については、その都度1回当たり8,000円（税込）、非常勤の監事が監査の業務に従事した日及び評議員会出席謝金として、その都度1回当たり8,000円（税込）とする。
- 3 評議員に対し支給する報酬は、評議員会出席謝金とし、その額は、定款第13条〔評議員に対する報酬等〕において定められた年額の総額の範囲内で、評議員会への出席の都度1回当たり8,000円（税込）とする。また、評議員が職務遂行上必要な業務に従事した日については、その都度1回当たり8,000円（税込）を支給することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、非常勤役員又は評議員が兵庫県の職員、三木市の職員、若しくは日本中央競馬会の役員又は職員である場合については、その者に対しては報酬を支給しない。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、その者の従事する時間が4時間未満の場合は、同項に定める額の2分の1に相当する額を支給する。
- 6 第1項から第5項までに定める報酬のほか、役員等に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。

（報酬の支給方法）

第4条 報酬等は通貨で本人に支給する。ただし本人の申し出のある場合は、口座振込の方法により支給することができる。

- 2 前項の報酬の支給の際、法令等により、報酬から控除する金額があ

る場合は、これを控除して支給する。

- 3 常勤役員に対する報酬の支給日は、次のとおりとする。ただし、支給日が協会の休日又は銀行の休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い協会の休日でない日又は銀行の休日でない日を支給日とする。

(1) 本俸 毎月20日

(2) 期末手当 6月30日 12月10日

- 4 非常勤役員及び評議員に対する報酬については、理事会及び評議員会への出席等の都度支給する。なお、非常勤の役員等の日常業務に対する報酬については、その月に従事した分を翌月にまとめて支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

第5条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

- 2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

- 3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

第6条 常勤役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第7条 第3条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の処理は、協会職員給与規程を準用する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事に関しては理事会で、

監事及び評議員に関しては評議員会で、それぞれ別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、協会が公益認定を受け移行の登記をした日（以下「登記日」という。）から施行する。

(廃止規程)

- 2 財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会役員給与規程及び財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会役員及び評議員会委員の費用弁償等に関する規程は、登記日をもって廃止する。

附 則 （平成25年 6 月18日理事長達第31号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年 6 月18日から施行する。

附 則 （令和 4 年 2 月 2 8 日理事長達第62号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 2 月28日から施行する。

附 則 （令和 7 年 6 月27日理事長達第93号）

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和 7 年 6 月27日から施行する。